

【別表第1】

宇治市未来をつくる食育推進事業 補助対象・対象外経費例一覧

科目		対象となる経費例	対象とならない経費例
報償費		・講師への謝礼 ・事業を実施するために直接必要なアルバイトの経費(受領者、内訳が明記され、押印のある受領証を添えること)	・商品、景品、記念品、参加賞など ・団体等の構成員に対する謝礼等
旅費		・職員及び講師等事業実施に必要な実費(公共交通機関・レンタカー・高速料金・宿泊費など)※下見にかかる旅費を含む(5人まで)	・タクシー代 ・国外への旅費
需用費	消耗品費	・1品1万円以下の物品で、事務用品、資料作成のためのコピー用紙等の消耗品 ・会場設営や事業の実施に必要な資材費等 ・調理実習に使用する食材等	・1品1万円以上の物品 ・特定の個人・団体等のみが利益を受ける資産形成につながるもの
	燃料費	・事業実施に必要なガソリン代、灯油代等	
	食糧費	・事業に係る講師等のお茶代 ・ワークショップ等を行う際のお茶、お菓子代	・飲食代 ・団体等の構成員の食糧費(会議・打合せ時の食事代等)
	印刷製本費	・チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷製本にかかる費用 ※事業名を明記すること ・資料印刷費	
	光熱水費	・事業の実施に必要なガス・水道・電気代等	
役務費	通信運搬費	・事業に係る文書等を送付するための費用	・本補助金の申請、報告に要するもの
	広告宣伝費	・事業の開催告知等を広報するための費用	
	手数料	・振り込み、検査手数料等	
	その他	・レクリエーション損害保険等保険料	
使用料・賃借料		・Wi-Fiルーターなどの事務機器リース料 ・会場使用料(事業実施に係る準備・打合せ等の会場使用料を含む)	
設備整備 備品購入費		・事業の効率化や比較的实施に必要な不可欠な設備整備・備品代(借り上げが不可であるもので事前協議の上承認を得たもの)	・団体等において既に必要数を所有しているもの ・リース等が可能なもの
その他		・上記以外で、事業実施に必要であると市長が認めたもの(人件費の場合、補助申請額の概ね1/2以下とする)	・領収書がない等使途が不明のもの ・その他団体等の経常的な活動に要する費用

※補助対象経費は、交付決定後、補助対象期間内の補助事業に対して支出する(実際に支払が行われる)費用に限ります。

※ここに記載のないもの、疑義のあるものは協議による。

※1万円以上の物品については、3社見積りを取る。